

- 一 はじめに
- 二 メディエーションの導入
  - (1) メディエーション導入の背景
  - (2) オーストラリアの離婚法
- 三 メディエーションの特質
  - (1) 連邦家族法の改正
  - (2) 子どもの養育制度
  - (3) メディエーション協会
  - (4) メディエーションの利用
  - (5) メディエーションを成功させるための要件

---

## オーストラリアの家事調停

小  
川  
富  
之

---

- (6) メディエーターの職務と役割
  - (7) メディエーションで得られた合意事項の履行確保
  - (8) メディエーションの利点
- 四 おわりに

## 一 はじめに

私たちの人生の中で、別居や離婚の問題は本人はもちろんのこと家族のみならずとも非常に重要なものである。離婚財産分与、離婚後扶養および子どもの問題を含めた離婚に際する問題を処理する方法として、対審構造をとる訴訟手続は、必ずしも適切なものではないとの指摘がなされている。<sup>(1)</sup>近年、これに代わる代替的紛争解決手段としてのメディエーションが世界各国で注目され、迅速でそれほど費用もかからず、紛争当事者の感情をあまり害することなく問題を解決に導く方法として高い評価がなされている。オーストラリアでもメディエーションが急速に普及してきており、いくつか新しい試みがなされている。本稿では、オーストラリアにおける離婚の際のメディエーションを検討し、日本における離婚紛争をより効果的に解決するための何らかの参考になる点を探ってみたい。

メディエーションは一般に、「家事紛争の当事者が、中立的な立場に立つ者(たち)の協力を得て、争っている問題解決のための選択肢を系統的に整理し、自分たちの採りうる解決方法につき検討し、当事者の要求に沿った合意による解決に到達するための手続<sup>(2)</sup>」と定義されている。オーストラリアの家族法では、もう少し制限的にメディエーションという文言を使っており「……紛争当事者の全員が自発的に行うもので、メディエーターが、手続を進行し、当事者自身が合意の内容について検討し、自分で結論を出す。当事者同士で直接話し合い、紛争を解決するためにできる

だけ当事者の関係を保ちまた改善するよう手続的な配慮をする。」<sup>(4)</sup>とされている。基本的には、メディエーションとは、二人の紛争当事者が、自分たちの抱えている紛争解決のために、できるだけ健全な話し合いがもてるよう、公平な第三者の協力を得て、合理的で妥当な解決方法を当事者同士で話し合い、合意を見出す手続のことであるといえる。メディエーションは、本質的には自主的なものであり、紛争解決の合意に達することができるかどうかは、当事者自身にかかっているのである。

## 二 メディエーションの導入

### (1) メディエーション導入の背景

オーストラリアでは、法律で定められている離婚原因はただ一つ、「二カ月間の別居により証明される回復の可能性のない婚姻破綻」で、これを夫婦が立証しなければならない。<sup>(5)</sup>離婚の訴えを提起する際に、夫婦の多くは、離婚後扶養、夫婦財産分与および子どもの監護に関する手続を同時に開始する。

家庭裁判所は、従来は紛争当事者に対してカウンセリングを提供するだけであったが、一九九一年に Courts (Mediation and Arbitration) Act 1991 (Ch) が制定され、それを受けて連邦家族法も改正され、家庭裁判所におけるメディエーションの提供を開始することが新たに規定された。<sup>(6)</sup>これにより、離婚の訴訟手続開始前または手続進行中にメディエーションが実施できることになった。

メディエーションの手続に関しては、主に、Family Law Rules の Order 25A に規定されている。それによると、まず、メディエーションは、自発的なものとされている。メディエーションの手続が、当事者にとって適切であるかどうかを判断するために、プレ・メディエーション・インタビューと呼ばれる、事前の当事者面接が行わ

れる。<sup>(9)</sup> その際に考慮されるものとしては、当事者の交渉能力の公平さ、ドメスティック・バイオレンス（家庭内暴力）の存在およびその危険性の有無、情緒的または心理的状況、および隠れた動機（例えば、手続の進行をわざと遅らせたいため）等があげられている。<sup>(10)</sup> メディエイションを行うかどうかの最終的な判断はメディエーターに委ねられている。このメディエーターの判断に対しては、異議を述べる事が認められている。<sup>(11)</sup> メディエイションの目的は、当事者の話し合いを促進し、各当事者（および、その子ども）にとって「公平」な合意による解決策を見出すことを助けることにある。<sup>(12)</sup> 弁護士が同席することも認められている。<sup>(13)</sup> メディエーターは、法的なアドバイスを求めている当事者に対して適切な助言を与える義務を有している。<sup>(14)</sup> メディエイションによって紛争が解決された場合には、メディエーターは当事者を同席させて合意文書を作成しなければならない。<sup>(15)</sup>

“Relationships Australia”のような民間の団体が行うメディエイションも、基本的には裁判所の関与するメディエイションと同様の手続である。メディエイションを求める者に対しては、その手続について各自に電話で説明がなされる。夫婦双方がメディエイションを受けることに合意をする場合に、はじめてプレ・メディエイションが実施される。プレ・メディエイションの後、メディエーターによって、その夫婦にとってメディエイションを実施することが適切かどうかの判断がなされる。メディエイションに要する費用は、夫婦の収入および資産に応じてスライド制で算定される。<sup>(16)</sup> メディエーターはできるだけ男性一人と女性一人の二名体制で、通常一人はカウンセリングの仕事の経験者で、もう一人は法律の専門知識のある者があてられる。男女のバランスと専門技術（知識）の補完性を考慮してのことであり、効果的なメディエイションを実施するためである。夫婦双方にとって、メディエイションを受けることが望ましいと判断されると手続が開始されるが、その前に「スタンダード・フォーム(standard form)」<sup>(17)</sup> に署名が求められる。平均して一組の夫婦につき三回程度のセッションが行われる。メディエイションのセッションでは、夫婦自身が合意文書の内容を決定する。その後でメディエーターは当事者を同席させ、到達した合意の内容を文書化する。

当事者が、自分たちの合意に法的拘束力を与えたいと希望する場合には、弁護士に依頼して、裁判所にその合意を登記する必要がある。

## (2) オーストラリアの離婚法

周知の通り、オーストラリア家族法は、イギリス法にその起源を有している。イギリスでは、一七〇〇年代後半まで、離婚する唯一の手段は、議会制定法によるものであった。この方法は、男性にのみ与えられた特権であった。その後、一九五七年になって婚姻事件法 (Matrimonial Causes Act 1957) が制定されて、婚姻の解消は司法判断によることになり、婚姻・離婚裁判所にその権限が与えられることとなった。<sup>(18)</sup>

その後、オーストラリア植民地でも、司法判断によって離婚を承認する独自の婚姻事件法が制定された。オーストラリアでは当時の植民地ごとに法律が制定されたが、その離婚原因は全て有責主義に立つものであった。<sup>(19)</sup> 一九七五年に連邦家族法が制定され、それまでのオーストラリアの離婚法は根本的に改正されることとなり、有責主義的離婚原因が中心であった各州の婚姻事件法は廃止されることとなった。連邦家族法では、唯一の離婚原因として、一二月月間の別居によって証明される、回復の見込みのない婚姻の破綻が規定されることになった。<sup>(20)</sup>

イギリス法およびオーストラリア法が示しているように、一八〇〇年代以降、離婚は司法および裁判制度の拘束を受けており、オーストラリアでは、家庭裁判所の判決<sup>(21)</sup>によってのみ、当事者は離婚をすることが認められる。

オーストラリア家族法の第一の特徴は、家庭裁判所が法律上の権利・義務に沿って子どもの監護権、後見、福祉、扶養または面接交渉等の問題につき判断する管轄権を有するということにある。離婚後扶養および、離婚財産分与についても同様である。当事者間の合意を裁判所に登記する手続に関する規定もあるが、<sup>(22)</sup> 紛争当事者は離婚紛争の初期段階で制定法の規定を根拠にして、裁判所による司法的判断を求めようとする傾向が強いようである。

### 三 メディエイションの特質

#### (1) 連邦家族法の改正

オーストラリアでは、ここ一五年あまりの間に離婚紛争の解決にメディエイションを利用する者が増えてきている。それに関して注目しなければならないのは、一九九五年二月の連邦家族法の改正で従来の規定に重大な変更が加えられたことである。その中心的なものが、メディエイション等の代替的紛争解決手段の活用促進である。メディエイションに関連する、主な変更点は次の通りである。

連邦家族法の第二部「カウンセリングおよびメディエイション団体」では、公認のメディエイション団体の承認、報告義務および資金について規定されていたが、まずこの部分が大幅に変更された。次に、第三部「代替的紛争解決」の部分に変更された。<sup>(23)</sup> 第三部の目的は、人々に代替的紛争解決機関の利用を促し、カウンセリングを受ける機会を確保することであった。第三部では、また、裁判官および弁護士としての義務として、婚姻関係の修復および代替的紛争解決の方法を考慮することについても明文の規定をおいていた。<sup>(24)</sup> 内容としては、紛争当事者のメディエイションを要求する権利、事件をメディエイションに付する裁判所の権限、公認のメディエイターの地位と責任、メディエイターの関与の非公開性等が含まれていた。<sup>(25)</sup>

#### (2) 子どもの養育制度

家族法改正の主たるものの一つとして、旧家族法第七部「子ども」の部分を全面的に変更したことがあげられる。今回の改正で、「監護」「面接交渉」および「後見」という古い概念を廃し、継続的な「親の責任 (parental responsibility)」という概念に置き換えた。これは、自分たち家族の問題を親自身で解決することを促進するものである。家族法のこの変化を強調するものとして、「子どもの養育制度」が新たに導入され、従来の「子どもの同意」の規定と置き換えられたのである。<sup>(26)</sup>

子どもの養育制度の導入により、離婚しようとする夫婦間の合意を、家庭裁判所に登記することにより、法的拘束力をもたせることが可能になり、子どもの福祉をより促進することになったようである。<sup>(27)</sup>

#### (3) メディエイション協会

オーストラリアでは、ここ一〇年あまりの間で、メディエイション協会が徐々に普及してきた。よく知られているものとしては、ヴィクトリア州のノーブルパーク・ファミリー・メディエイション・センターやニュー・サウス・ウェールズ州の UNIFAM<sup>(28)</sup> および、南オーストラリア州、クイーンズランド州、西オーストラリア州のマリッジ・ガイダンス・カウンシルのファミリー・メディエイション・サービス等がある。<sup>(29)</sup>

オーストラリア政府は、家事紛争の解決にとってメディエイションが重要なものであると考えており、連邦法務省が、一九九〇年度に、夫婦間のメディエイションを中心とするファミリー・メディエイションのための予算として、一億五〇〇万オーストラリア・ドルを当てているのを見ても、このことは明らかである。一九九六年には、オーストラリア全体の、一七の主要なメディエイション機関が、司法省から資金助成を受けている。西オーストラリア州では、Relationships Austraria と Centrecare Marriage and Family Service が、この助成を受けている。<sup>(30)</sup>

#### (4) メディエイションの利用

日本では、歴史的、および文化的背景や、家事調停は、訴訟に比べて費用がかからず、利用しやすいという理由から、一般に広く受け入れられている。しかし、オーストラリアでは、今後の課題として、メディエイションの内容および利点についてもっと一般に普及するよう努める必要性があると思われる。

オーストラリアのメディエイションは、一九九一年に初めて家族法の中に取り入れられ、一九九五年二月に、そ

の重要性が承認されたばかりなので、今のところ、利用者はそれほど多くないというのが実状で家事紛争の当事者がどの程度メディエイションを利用したかについての、包括的な統計数字は今のところ報告されていない。<sup>(83)</sup>

一般的に、法律家は、婚姻に関する紛争を解決する上でのメディエイションの性格および効果については、あまり肯定的ではなく、むしろ、懐疑的であると指摘されている。<sup>(84)</sup> オーストラリアでは、人々が別居や離婚について考える場合に、最初に頼るのが家族法を専門とする弁護士であるから、彼らは、メディエイションの利用を促す上で、重要な責任を負っているといえる。<sup>(85)</sup> おそらく、婚姻している夫婦および家族法を専門とする弁護士が、メディエイションとはいかなるもので、どのような利点があるのかについて、もっと理解を深め、弁護士とメディエイターとの協力関係を確保する必要があると思われる。

一九九五年に連邦家族法が改正されたが、その目的は、裁判官や弁護士が紛争当事者間の和解の可能性を考慮するだけではなく、その紛争解決をサポートするものとして、メディエイションの利用を考慮するよう義務づけることにより、メディエイションによる解決の促進を図るものである。<sup>(86)</sup> ここでは、従来の家庭裁判所の提供するメディエイションを発展させ、メディエイションの意義と利点を広く一般に周知させ、一般の人々および法律家の理解を促すことが企図されている。

連邦家族法を改善するために、これまで多くの改正が行われたが、実際に必要とされているのは、家庭裁判所およびその事業に対する適切な資金提供に関する、立法者のより積極的な関与であると、法律実務家は主張している。<sup>(87)</sup> 興味深いことには、一九九六年七月現在で、西オーストラリア州の家庭裁判所のメディエイション事業に対する連邦政府からの資金はカットされ、全てのメディエイションは「Relationships Australia」のような「公認のメディエイション団体」に回され、これらの団体が担当しているのが現状である。<sup>(88)</sup> おそらく、このことは、オーストラリアにおけるファミリー・メディエイションの将来を予告しているものと思われる。今後、ファミリー・メディエイション

は、徐々に地域のメディエイション団体の役目となっていくであろう。

#### (5) メディエイションを成功させるための要件

理想としては、当事者がメディエイションの内容と意義を理解した上で、自ら進んで手続に参加する意思を持って、メディエイションのテーブルに着くことが望ましい。メディエイションを進んで受けようとする意欲と、メディエイションに対する理解が高いほど、メディエイションの成功の可能性も高いといわれている。<sup>(89)</sup> メディエイションには、「相手方配偶者と話をし、交渉する意思 (Willingness)」と、「相手と話し合う際に、それぞれ当事者として相手に対して交渉することができる能力 (Capacity)」とが必要とされる。<sup>(90)</sup>

#### ・意思 (Willingness) の問題

オーストラリアでは、家庭裁判所で行われるメディエイションも、それ以外の機関で行われるメディエイションも全て、当事者が自発的に利用するものである。したがって、少なくとも当事者にメディエイションを受けようという何らかの意欲が必要とされる。

オーストラリアでは、インフォメンション・セッションと呼ばれるメディエイション手続の説明が、家庭裁判所で、毎日(通常は午前中)行われている。また、実際にメディエイションを開始する前に、プレ・メディエイション・インタビューが行われ、当該紛争当事者にとって、メディエイションを受けるのが適切かどうかにつき検討・判断し、また、当事者に、これから行われるメディエイションについての説明が行われる。オーストラリアでは、このような手続を経ることにより、メディエイションを進んで受けようという意欲を高め、参加するという意欲の高揚を図るよう努めている。

#### ・交渉能力 (Capacity) の問題

当事者間の交渉能力の差は、メディエイションの際に力の不均衡を生じ、到達される合意に不公平を生み出すこと

になりうる。

力の不均衡で最も問題なのは、家庭内暴力の存在である。<sup>(39)</sup> オーストラリアでは、家庭内暴力がかつて行われていた夫婦に対して、メディエーションを行うことが適しているのかどうかにつき、意見の対立がある。メディエーションの手続は、「紛争当事者間に、力関係の均衡がとれており」、当事者の扱いに不平等が生じないという想定の下で行われているので、家庭内暴力の存在したようなケースには適さないといわれている。<sup>(40)</sup> 家庭における暴力の結果として、弱者側は、暴力を受ける可能性のある状況下に置かれ、その暴力を避けるために、相手方の要求を受け入れることになりがちである。メディエーションを受ける場合に、暴力をふるっている当事者が、メディエーション・ルームの中にいるのかかわらず、弱者側は、自分にとっての最善の利益実現の交渉をする平等の基盤がないといえる。これは、暴力をふるっている当事者側に対する強迫観念から来る当然の反応であるといえる。<sup>(41)</sup>

オーストラリアでは、当事者間の力関係に大きなアンバランスが存在する場合のメディエーションを避けるため、いくつか予防措置が存在している。前述のように、裁判所以外の公認の機関によるメディエーションでは、両当事者がメディエーションの手続を理解し、それに合意した場合にのみ手続を開始することになっている。これに加えて、メディエーションを実際に開始するかどうかの判断は、プレ・メディエーション・インタビューを行った後に、担当するメディエーターの間で協議がなされることになっている。裁判所の関与するメディエーションでも、同様に公認のメディエーターが、メディエーションを行うかどうかを判断するが、その場合に、Family Law Rules の規定で、他の条件に加えて、家庭内暴力がかつて存在したかどうか、また、その危険があるかどうかを考慮に入れて、判断することが要求されている。<sup>(42)</sup>

しかしながら、いずれのタイプのメディエーションにおいても、当事者が家庭内暴力の存在を隠す可能性が存在している。<sup>(43)</sup> そのため、裁判所以外の公認の機関の提供するメディエーションの場合には、当事者が不公平な合意に達する可能性が高くなる。これは、メディエーターの中立性の要件によってさらにひどくなる場合も生じうる。

しかしながら、裁判所の関与するメディエーションでは、メディエーションによって得られた合意は、両当事者に「公平」なものでなければならぬという安全装置が付いている。この規定により、交渉が過度に一方当事者に有利であると思われる場合には、メディエーターによる介入が許容されることになる。

#### (6) メディエーターの職務と役割

オーストラリアにおけるメディエーションで最も重要な点として、メディエーターの要件に中立性を求め、話し合いを促進するが、解答を押しつけることのない、公平な第三者であることが要求されている。

#### ・メディエーターの資格

オーストラリアでは、メディエーターは、ファミリー・カウンセラーの経験を有する者および法律家としての経験を有する者から選任され、共同でメディエーションを行うことになっており、これは非常にうまく機能しているように思われる。「カウンセラー」は、両当事者がお互いに話し、また聞くという機会を平等に与えられるよう努め、「法律家」は、当事者の抱える問題を解決する上で必要とされる法律知識を提供する。<sup>(44)</sup>

#### (7) メディエーションで得られた合意事項の履行確保

オーストラリアにおいては、メディエーションの最終段階で当事者が合意に達した場合には、メディエーターにより合意内容が文章化される。この合意文書では、当事者の議論を要約し、合意の得られた事項が列挙される。この合意文書は、簡潔な英語表現で記載される。また、必要があれば、当事者が合意に達した問題を理由を付して明記する。<sup>(45)</sup> 当事者は、署名の前に、記載されている内容を確認する。当事者が内容を理解しお互いに信頼しあえるような場合には、その文書に対して特に法的拘束力を付することなく、互いに任意にその文書に従うことになる。しかしながら、もし、当事者が、合意文書に法的拘束力を付与したい場合には、それをそれぞれ自分たちの弁護士に確認させ

た上で、正式な法律文書を作成させることになる。両当事者が、その文書に満足する場合には、弁護士によってその文書を家庭裁判所に登記させる。<sup>(61)</sup>

家庭裁判所に登記する合意の中身としては、①子どもの養育の問題、②扶養、③財産分与の三点がある。<sup>(62)</sup> メディエーションによる合意には、この三点の全て、または、いずれかを含むと考えられるので、家庭裁判所にはそれぞれにつき別個の登記方法が存在することになる。

#### ・子どもの養育の問題

子どもの養育の問題に関しての登記がなされると、子どもの福祉に関する裁判所の命令と同様の効果が生ずる。<sup>(63)</sup> しかしながら、裁判所には、子どもの最善の利益の見地から、合意された条項の履行を命ずることを拒む権限がある。<sup>(64)</sup> また、裁判所には、登記された子どもの養育に関する取り決を見直し、保留し、変更し、解除し、また破棄する権限がある。<sup>(65)</sup> これに対して、両親の側からは、登記された養育に関する取り決を破棄することが認められない。両親は、新しい合意をするという方法で、従来の子どもの養育に関する取り決を破棄することが認められるだけである。<sup>(66)</sup> 両親によって子どもの養育に関する取り決めがなされた場合には、両親はこれに拘束されるのである。

当事者の一方が子どもに会うのを他方が邪魔したり、子どもの引渡を拒んだり、または、子どもを誘拐したりして、裁判所の「同居」または「面接交渉」の命令に違反するような場合には、家庭裁判所は、その者の逮捕命令状を発行する権限を持っている。<sup>(67)</sup> この権限は、裁判所で承認され登記された子どもの養育に関する取り決めにも適用されると考えられている。

#### ・扶養および財産分与に関する合意

オーストラリアでは、裁判所の有する扶養または財産の問題に関する管轄権を、当事者が排除することはできないと従来では考えられていた。<sup>(68)</sup> しかしながら、現行家族法により、裁判所は、制定法上の規定とは別に、婚姻・離婚の

当事者による合意を是認することが認められた。<sup>(69)</sup> 裁判所により、承認を受けた合意は、当事者の扶養および財産分与に関する確定的な効力を持つと考えられる。

扶養に関する合意には、制定法の規定と関係のない領域もある。この種のものには裁判所の承認は要求されない。合意内容の登記がなされれば、扶養および財産分与に関する取り決めは、裁判所の命令と同様の効力を持つ。<sup>(70)</sup> 紙幅

の関係で、裁判所の承認が必要な場合とそうでない場合については、これ以上ふれないが、メディエーションで扶養および財産分与に関して合意がなされると、原則として、裁判所の命令と同じ効力が認められるのである。

#### ・子どもおよび配偶者の扶養料の支払い

子どもの養育費を定期的に支払う責任が存在する場合、これについては、Child Support (Registration and Collection) Act 1988 (Ch) の下で、子どもの養育登録簿に登記をすることができるということが重要である。実際、配偶者扶養も登記をすることが認められている。登記をすると、扶養料は、支払い義務者の賃金または給与から自動的に差し引かれ、社会保障制度局 (Australian Department of Social Security) から受取人に支払いがなされることになる。<sup>(71)</sup> もし支払義務者が、支払いを怠ると、受取人は子どもの養育機関から扶養料を受け取ることができなくなる。しかしながら、このような場合には、子どもの養育費登録官には、登記されている扶養義務の履行確保の手続を開始する権限が与えられている。

#### (8) メディエーションの利点

日本と比較して、オーストラリアのメディエーションの歴史はそれほど長くはないが、メディエーションの申立人および相手方、メディエーター、家族法を専門とする弁護士、およびメディエーションによって到達した合意のタイプ等に関しては、多くの調査結果が報告されている。<sup>(72)</sup> 最近の調査結果でも、メディエーションの利点が強調されている。<sup>(73)</sup> この中で、当事者が完全に合意に達することができた場合、部分的に合意に達することができた場合または全く

合意に達することができなかった場合を問わず、提供されたメディエーションの満足度の高さが報告されている。申立人および相手方のいずれもが、手続の公正さに強く印象づけられており、自分たちの有する困難について話し、それを聞いてもらう機会を与えられたと感じている。また、当事者が自らの力で問題を見つけ出し、それを処理し解決に導くことの重要性が指摘されている。結局のところ、裁判所によって強制的に課せられた判断よりも、自分たち自身で問題を解決に導いた当事者の方が、最終的な合意に対する責任感の度合いが高いようである。

#### 四 おわりに

理論的には、感情的な争いを含む離婚紛争を解決する手段として、メディエーションは理想的な方法であると思われる。しかしながら、それほど簡単でないのも事実である。

日本の家事調停制度は、諸外国から注目されているが、外国の学者の中には、日本の制度に批判的な者も少なくない。その批判をまとめると次のようになる。

まず第一に、調停前置主義が採られていることに対して、調停を望むと否とにかかわらず、また調停が適切かどうかの判断も経ずに、必ず実施されること。第二に、調停委員の資格要件がはっきりしていないこと。第三に、調停委員の介入方法に問題のあること。第四に、紛争当事者の調停制度の理解が乏しいこと。第五に、調停結果の履行確保制度が不備であること。第六に、調停実施後の追跡調査がきちんとなされていないこと。かなり厳しい批判であるが、これが外国で紹介されている日本の家事調停に対する意見であることには驚かされる。

これらの問題は、それほど簡単に解決できるものではないが、オーストラリアの制度で参考になる点もいくつかある。例えば、オーストラリアのようにプレ・メディエーション・インタビューを実施することによって、紛争当事者

にとって、メディエーションが適しているかどうかを判断し、これとあわせて、当事者にメディエーションの手続についての理解を深めてもらうことが可能となる。また、カウンセリングや法律知識・技術を持った調停委員を、幅広い年齢層および経歴から募集することの必要性もあり、家庭裁判所による履行確保制度の確立も重要である。

注

- (1) The Family Law Reform Act 1995 (Cth) は、これを The Family Law Act 1975 (Cth) で使われたこと子の監護 (custody) 後見 (guardianship) 及び面接交渉 (access) などの用語を廃止した。しかしながら、本稿では、説明の都合上、従来の法律用語を用いている。
- (2) Singer, Mediation in Family Law, (1991) 6(4) AUSTRALIAN FAMILY LAWYER, 17 at 17.
- (3) J. Folberg and A. Taylor, MEDIATION-A COMPREHENSIVE GUIDE TO RESOLVING CONFLICT WITHOUT LITIGATION (San Francisco: Jossey-Bass, 1984) 7.
- (4) J. David, Alternative Dispute Resolution-What is it? Family Law Council, FAMILY MEDIATION Discussion Paper (1991) 9.
- (5) Family Law Act 1975 s. 48.
- (6) Family Law Act の Part III は s.19A-19M を用いて Family Law Rules は Order 25A の Regulation 7A 及び 9A を用いた。
- (7) Family Law Act s. 19A は親権の申し立てや、親権者の申立てや親権の委任の申立てを規定する。
- (8) Family Law Act s. 19B は規定された裁判所の指示に従って親権の委任の申立てを受理する。
- (9) Family Law Rules O 25 Ar 3
- (10) Family Law Rules O 25 Ar 4
- (11) Family Law Rules O 25 Ar 6

- (1) Family Law Rules O 25 Ar 10
- (16) Family Law Rules O 25 Ar 11
- (17) Family Law Rules O 25 Ar 12
- (18) Family Law Rules O 25 Ar 20
- (19) 最低費用は一人につき一時間当たり三〇オーストラリア・ドル（四〇オーストラリア・ドル）である。
- (20) メディエイションの非公開性、メディエイターの資格要件等の点について記載されている。
- (21) A. Dickey, FAMILY LAW, (The Law Book Company Ltd, Sydney, Australia, 1990) at 158-161.
- (22) 例えば、不貞行為、三年以上の悪意の遺棄、常習的飲酒、精神病等、*Id.* at 163.
- (23) Family Law Act s. 48.
- (24) 婚姻解消の仮判決がなされ、一か月を経過すると確定し、特別の事情がない限り、無効となれたりまたは破棄されない。
- (25) メディエイションによって得られたこのような合意の履行に関しては、後述する。
- (26) Family Law Reform Act, ss 1-30.
- (27) Family Law Reform Act s63B が、裁判所にその命令を求めるよりもむしろ、養育の取り決めに結論づけることを推薦している。Family Law Reform Act s63(E)(2)(b) では、各当事者が、独自に法律的アドバイスを受け、家族おちのちの課題を専門とするカウンセラーの意見を聞いた後に取り決めに結論づける点を含んだ上、両親は (Family Law Rules に明記されている内容を含んだ) 取り決めに支持する旨を申し出ることが要求されている。家庭裁判所は、子どもの最善の利益の見地から、必要があると考える場合には、その取り決めに登記するようにはしなす (Family Law Rules s63E(3))。
- (28) これに関して、*「養育制度は、法律上ならぬ変化をもたらさなかった改正の一例である。現在でも、両親は自分たちの合意を登記することができ、その登記により、その合意には法的拘束力が与えられているのである (例えば、改正前の第七章第一〇節の『子どもの問題に関する合意』)』*の批判がある。Dr. R. Ingleby, The Family Law Reform Act-A

Practitioner's Perspective, (1996) 10 AUSTRALIAN JOURNAL OF FAMILY LAW 48 at 52.

- (29) 一九八五年に設立。
- (30) 一九八七年に設立。
- (31) 一九八九年〜一九九〇年に設立。
- (32) Federal Attorney-General's Department から一九九六年六月に発行された "Family Mediation-Fair Solution for Separating Couples" というパンフレットのインフラットである。
- (33) 統計の概要としては、例えば、オーストラリア州のノーブル・パーク・センターでは、一九八九年度に約九〇件のメディエーションを実施したとされている。H. Wolcott, Mediating Divorce-An alternative to Litigation, (1991) 28 FAMILY MATTERS 47 at 47.
- (34) また、西オーストラリア州のオーストリッジ、筆者の聞き取り調査によっても、Relationships of Australia の East Park 支部では、一九六六年八月に二八件のプレ・メディエーションと一一件の正規のメディエーションを実施し、同九月には一九件のプレ・メディエーションと一四件の正規のメディエーションを実施した。
- (35) S. Gibben, Mediation of Family Disputes, (1992) 6 AUSTRALIAN JOURNAL OF FAMILY LAW 128 at 126.
- (36) *Ibid.*
- (37) Dr. R. Ingleby, op cit note 27 at 52.
- (38) 西オーストラリア州の Relationships of Australia を訪れた際、拒否率が高いのやいなは諸問題を扱った。
- (39) J. M. Haynes, Matching Readiness And Willingness to The Mediator's Strategies (1985) NEGOTIATION JOURNAL cited in S. Gibben, op cit note 32 at 130.
- (40) *Ibid.*, at 131.
- (41) The Family Law Reform Act では、性差別をなす行為を「観望的な 'domestic violence' ではなく 'family violence' として用語や採用している。
- (42) I. Davies and G. Clarke, ADR Procedures In The Family Court of Australia, (1991) 21(5) QUEENSLAND LAW

SOCIETY JOURNAL 391 at 400.

- (11) H. Astor, Violence and Family Mediation Policy, (1994) 8 AUSTRALIAN JOURNAL OF FAMILY LAW 3 at 4-5. 彼女は「家庭内暴力が存在する場合にメンヘイションを行ったとまた生じる不公平は、母親が子どもの監護権を得るために、財産分与の不利を甘受するであろう形で最も早く起るであろうことを証明しなければならない。」と述べている。
- (12) Order 25a r5(c) Family Law Rules.
- (13) Marthaler, Successful Mediation With Abusive Couple, (1989) 24 MEDIATION QUARTERLY.
- (14) Order 25A r10 Family Law Rules.
- (15) T. Altobelli, Family Lawyers as Mediators, (1995) 5 AUSTRALIAN JOURNAL OF FAMILY LAW 222 at 231.
- (16) J. M Haynes and S. Charlesworth, THE FUNDAMENTALS OF FAMILY MEDIATION (THE FEDERATION PRESS, Sydney, Australia, 1996) at 208.
- (17) Ibid.
- (18) 子の養育、扶養、財産分与の三つの登録があると思われるが、これに関する文献はほとんどない。
- (19) したがって 'child agreement' と関連するものが、これが法改正の目的でもあり得る。
- (20) Family Law Act s63F (6)
- (21) Family Law Act s63H (1) 当事者による合意が詐欺、強迫または不当な干渉による場合、当事者が取り決めの破棄を求めようとする場合、または子どもの最善の利益の観点から、取り決めの破棄すべきである場合が規定されている。
- (22) Family Law Act s63D.
- (23) Family Law Act Pt VII Division 5 'Parenting Orders' Subdivision C 'General obligations created by residence orders, contact orders and specific orders'
- (24) A Dickey, op cit note 18 at 642-643.
- (25) Family Law Act s87.
- (26) Family Law Act s86.

- (27) 定期金の支払という形での扶養料の支払い義務のみならず登記が認められている。A Dickey, op cit note 18 at 479.
- (28) 子どもの養育機関 (Child Support Agency) が養育費を徴収し、これを子どもの養育信託基金 (Child Support Trust Account) に預託し、社会保障局 (Department of Social Security) から各回で支払うがなされる。Ibid.
- (29) 実際には、政府は、子どもの養育費登記官に権限を付与することで、支払い義務者と受取人の間の仲介の役割を果たす。この場面においては、支払い義務者と受取人の間には直接的・個人的関係は存在しない。支払い義務者は政府に対して義務を負い、受取人は登記官が支払い義務者から徴収した金銭を受け取る権利を有することになる。Ibid., at 481.
- (30) この機関はオーストラリア国税局内に置かれている。
- (31) 実際は、国税庁長官がこれである。Ibid.
- (32) 例えば、A. Prior, What Do The Parties Think? A Follow-Up Study of The Marriage Guidance South Australia (MGSA) Family Mediation, (1993) 4(2) ADJR 165.
- (33) 一九九四年にメルボルンのノーブル・パーク・センターで実施されたメディアエイションの集中講座での報告である。  
(おがわ・とみゆき 広島経済大学助教授)

現代契約の新局面——若干の総論的課題——(1・2) 法律時報五九卷三号・五号  
 有責配偶者の離婚請求をめぐる——昭和六二年九月二日最高裁判決の判例変更—— 法令ニュース四七七号

昭和六三年(一九八八年)

有責配偶者離婚請求訴訟判決をどう読むか

法律のひろば四一卷二号

平成五年(一九九三年)

韓国の法律事情と日本との交流

法令ニュース五四一号

平成六年(一九九四年)

婚姻・離婚法の見直し

『婚姻法の見直しと戸籍制度』(日本加除出版)

新社会人のための法学入門

法令ニュース五五五号

婚姻・離婚法改正の動き——民法改正試案をめぐる

法令ニュース五六二号

平成七年(一九九五年)

婚姻制度等に関する民法改正要綱試案を踏まえ、そのあるべき方向性と戸籍制度

『民法改正要綱試案と戸籍制度』(日本加除出版)

サリン犯罪をめぐる諸問題

法令ニュース五七〇号

\*書評・中小辞典における解説・随筆の類は、省略した。

中川淳先生古稀祝賀論集 定價：本体13,000円(税別)  
 新世紀へ向かう家族法 送料450円

平成10年11月1日 初版発行

編者 中川淳先生  
 古稀祝賀論集刊行会

発行者 尾中哲夫

発行所 日本加除出版株式会社

本社 郵便番号 170-8688  
 (東京都豊島区南長崎3丁目16番6号)  
 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号  
 電話 東京(03)3953-5757番(代表)  
 編集直通(03)3952-5759番  
 営業直通(03)3953-5642番  
 FAX (03)3953-2061番

大阪営業所 郵便番号 532-0011  
 大阪市淀川区西中島5丁目6番3  
 第二チサンビル301号  
 電話 大阪(06)308-8128番  
 FAX (06)307-2522番

福岡営業所 郵便番号 810-0073  
 福岡市中央区舞鶴2丁目2番26号  
 友栄ビル  
 電話 福岡(092)761-0275番  
 FAX (092)713-1797番

印刷所 株式会社倉田印刷 製本所 牧製本印刷株式会社

落丁本・乱丁本は本社でお取替えいたします。

©1998 Printed in Japan

ISBN 4-8178-1199-4 C3000 ¥13000E

㊤ 〈日本複写権センター委託出版物〉

本書の無断複写は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写を希望される方は、事前に日本複写権センターの許諾を得てください。日本複写権センター(03-3401-2382)